

令和8年度 追加給付支援員 募集要項

職務内容	生活保護費追加給付等に係る業務 ・追加給付に関する対象者等への情報提供 ・追加給付の対象者等からの相談対応 ・追加給付に係る申請書類等の受付及び審査補助 ・追加給付に係る調査補助 ・業務に関する書類の作成、整備等（追加給付決定の決裁行為を除く） ・その他所属長が指示する事項
募集人員	1人
募集対象	以下の条件を満たしている方 1 社会的信望があり、生活保護費追加給付対象者等からの相談に応じ、適正な追加給付業務に熱意を持っている者 2 パソコン操作が可能な者 3 普通自動車運転免許を取得している者（A T限定可）  なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
勤務時間	1 勤務日数 原則として月20日以内 2 勤務日 月曜日から金曜日までに勤務日を割り振ります。 ※ 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～翌年1月3日には勤務日を割り振りません。 3 勤務時間 午前8時30分から午後4時00分まで（正午から午後1時まで休憩時間、勤務時間6時間30分） ※ 所定勤務時間を超える勤務 原則として無 (業務都合により、勤務時間の割振りを変更する可能性があります。) 4 休暇 年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）
勤務地	鹿児島県大島郡徳之島町亀津 7216 大島支庁徳之島事務所福祉課
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 採用後、原則として1月間は条件付採用期間となります。
報酬支払日	原則として毎月7日（毎月末日締切翌月支払）
報酬等	1 基本となる報酬 日額：7,900円～9,200円（学歴、職務経験を考慮の上決定） 2 加えて支給される報酬 特殊勤務手当に相当する報酬 法令に規定する特殊な勤務に従事した日数に応じて、日額640円が支給されます。 3 期末手当 支給要件を満たす場合、在職期間を考慮の上、報酬月額の1.2625月分を上限として、6月及び12月に支給します。 4 勤勉手当 支給要件を満たす場合、在職期間を考慮の上、報酬月額の1.0475月分を上限として、6月及び12月に支給します。

	5 通勤にかかる費用弁償 一定の要件を満たす場合に支給されます。
退職金制度	無
加入保険等	雇用保険、社会保険 災害補償制度の適用あり。
住宅	無
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市販の履歴書（写真貼付、学歴及び職歴、志望動機を明記。）により、下記宛先まで持参又は郵送にて提出してください。（応募期間：令和8年2月20日（金）午後5時まで。）            ※ 郵送の場合は、令和8年2月20日（金）必着とします。</li> <li>・書類選考の上、順次、面接日時等を連絡します。</li> <li>・応募期間にかかわらず、採用者が決定次第、募集を締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。</li> <li>・選考の経過などについての問い合わせには応じられないものがありますので、あらかじめ御了承ください。</li> </ul>
その他の	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいた応募に関する個人の情報は、本募集・採用に関することにのみ使用し、応募の秘密については厳守します。</li> <li>・地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として採用します。</li> <li>・原則、敷地内禁煙です。（喫煙は、特定屋外喫煙場所のみ可能です。）</li> </ul>

書類提出先及び問合せ先  
 〒891-7101  
 大島郡徳之島町亀津7216  
 大島支庁徳之島事務所福祉課  
 担当 久保  
 TEL 0997-82-0233